

■貸出金

科目別・貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比			
手形貸付	-	-	-	-	-		
証書貸付	11,187	25.58	12,823	27.84	1,636		
当座貸越	3,615	8.27	4,020	8.72	404		
金融機関貸付	28,924	66.15	29,224	63.44	300		
割引手形	-	-	-	-	-		
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341		
貸出先	会 員	総合農協	2,613	5.98	3,152	6.84	538
		その他農協・連合会	-	-	-	-	-
		会員の組合員	2,956	6.76	3,724	8.09	768
		准会員	-	-	-	-	-
		会員みなし	-	-	-	-	-
		計	5,569	12.74	6,876	14.93	1,307
	員 外	地方公共団体	3,332	7.62	2,532	5.50	△ 800
		金融機関	28,924	66.15	28,924	62.78	0
		その他	5,900	13.49	7,735	16.79	1,834
		計	38,156	87.26	39,191	85.07	1,034

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	3	0.01	2	0.01	△ 1
証書貸付	10,573	24.82	11,417	26.10	843
当座貸越	3,099	7.27	3,247	7.42	148
金融機関貸付	28,924	67.90	29,072	66.47	148
割引手形	-	-	-	-	-
合 計	42,601	100.00	43,740	100.00	1,139

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

金利条件	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸付金	10,255	23.45	11,775	25.56	1,520
変動金利貸付金	33,471	76.55	34,292	74.44	821
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	2,613	5.98	2,852	6.19	238
有価証券	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-
不動産	901	2.06	860	1.87	△ 40
その他担保物	-	-	-	-	-
計	3,514	8.04	3,712	8.06	198
農業信用基金協会保証	-	-	-	-	-
その他保証	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
信用	40,211	91.96	42,355	91.94	2,143
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

使 途	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	2,714	6.21	2,951	6.41	236
運転資金	41,012	93.79	43,116	93.59	2,104
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	1,846	4.22	2,140	4.64	293
林業	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-
製造業	1,602	3.67	2,597	5.64	995
鉱業	-	-	-	-	-
建設業	30	0.07	30	0.06	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
運輸・通信業	983	2.25	915	1.98	△ 67
卸売・小売業、飲食業	741	1.69	756	1.65	15
金融・保険業	32,260	73.78	32,876	71.37	615
不動産業	691	1.58	599	1.30	△ 92
サービス業	1,460	3.34	2,906	6.31	1,445
地方公共団体・公社等	3,332	7.62	2,532	5.50	△ 800
その他	778	1.78	713	1.55	△ 65
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-
不動産	19	27.94	24	28.92	5
その他担保物	-	-	-	-	-
計	19	27.94	24	28.92	5
保証	19	27.94	25	30.12	6
信用	30	44.12	34	40.96	4
計	49	72.06	59	71.08	10
合 計	68	100.00	83	100.00	15

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農業	1,846	2,140	294
穀作	176	169	△ 7
野菜・園芸	54	70	16
果樹・樹園農業	41	36	△ 5
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	1,324	1,360	36
養鶏・養卵	250	505	255
養蚕	-	-	-
その他農業	-	-	-
農業関連団体等	2,613	3,152	539
合 計	4,459	5,292	833

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	4,459	5,292	833
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	4,459	5,292	833

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,106	1,306	200
その他	-	-	-
合 計	1,106	1,306	200

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

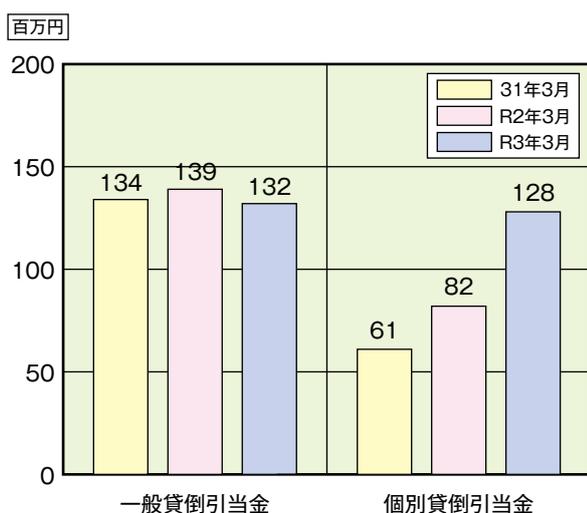
貸倒引当金の内訳、貸出金償却額

(単位:百万円)

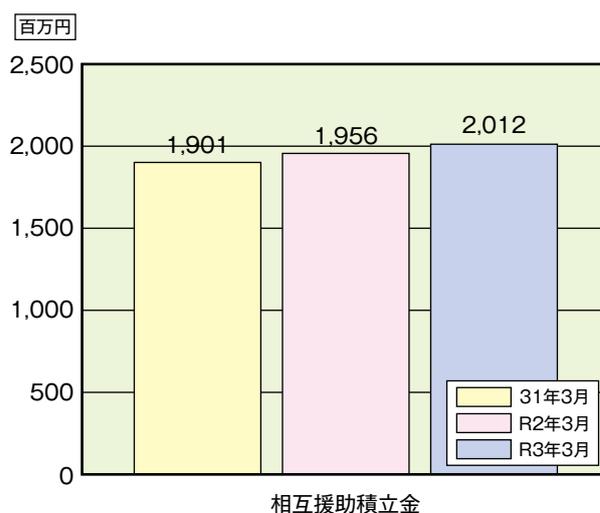
区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
〔令和元年度〕					
一般貸倒引当金	134	139	-	134	139
個別貸倒引当金	61	82	-	61	82
貸倒引当金合計	195	222	-	195	222
相互援助積立金	1,901	54	-	-	1,956
外部出資等損失引当金	1,026	1,114	-	1,026	1,114
貸出金償却額	-	-	-	-	-
〔令和2年度〕					
一般貸倒引当金	139	132	-	139	132
個別貸倒引当金	82	128	-	82	128
貸倒引当金合計	222	261	-	222	261
相互援助積立金	1,956	55	-	-	2,012
外部出資等損失引当金	1,114	1,252	-	1,114	1,252
貸出金償却額	-	-	-	-	-

(注) 相互援助積立金は、J Aバンク支援制度に基づく積立金です。

貸倒引当金の残高推移



相互援助積立金の残高推移



リスク管理債権の残高

(単位:百万円)

区 分	令和2年3月末	令和3年3月末	増 減
破綻先債権額	33	32	△ 1
延滞債権額	547	546	△ 0
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	581	578	△ 2
うち担保・保証付債権	492	439	△ 52
うち個別貸倒引当金	82	128	45
担保・保証付債権、 個別貸倒引当金控除後	6	10	4

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分は除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

○法人税法施行令第96条第1項第3号

イ：会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て

ロ：民事再生法の規定による再生手続開始の申立て

ハ：破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て

ニ：会社法の規定による特別清算開始の申立て

ホ：イからニまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由

○法人税法施行令第96条第1項第4号

外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、上記1.に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3. 3か月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（上記1.2.に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.2.および3.に掲げるものを除く。）です。

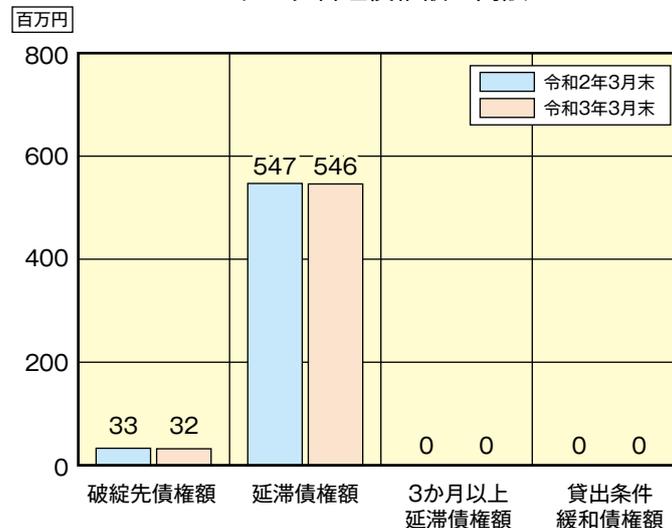
5. 担保・保証付債権は、リスク管理債権のうち貯金・定期積金、有価証券および不動産担保等の確実な担保付の貸出金ならびに農業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金です。

なお、不動産の確実な担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価による時価をもとに、さらに処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。

6. 個別貸倒引当金は、自己査定に基づく回収不能見込額に対して内部規定に基づき引き当てている（間接償却）額です。

7. 担保・保証付債権、個別貸倒引当金控除後は、リスク管理債権合計から担保・保証付債権および個別貸倒引当金を控除した貸出金残高です。

リスク管理債権額の内訳



■金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
〔令和元年度〕					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	50	17	－	33	50
危険債権	530	475	－	49	524
要管理債権	－	－	－	－	－
小 計	581	492	－	82	574
正常債権	43,226				
合 計	43,807				
〔令和2年度〕					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	38	6	0	31	38
危険債権	540	433	－	97	530
要管理債権	－	－	－	－	－
小 計	578	439	0	128	568
正常債権	45,583				
合 計	46,162				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権(総与信)およびこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(総与信)をいいます。
- 要管理債権
3か月以上延滞債権で上記1.および2.に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
- 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権(総与信)をいいます。
- 担保
自己査定における優良担保・一般担保の処分可能見込額です。
- 保証
自己査定における優良保証の額です。
- 引当
破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権については、自己査定における個別貸倒引当金額です。要管理債権については、要管理先の引当額を要管理債権額に合理的に配分したうえでの引当額です。

■元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。